

長崎MICE事業者ネットワーク会則

(名称)

第1条 本会は、長崎MICE事業者ネットワーク（以下「本会」という）という。

(目的)

第2条 本会は、長崎の地元事業者が相互に連携することで、MICE業務受注の拡大を図り、長崎の地域活性化等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) MICE業務に関わる地元事業者のスキルアップを図るための事業
- (2) 地元事業者が相互に連携し、MICE業務の受注拡大を創出するための事業
- (3) 地域に貢献する継続可能なMICE事業を推進するための事業
- (4) 交流拠点施設整備推進の機運を高めるための事業

(会員等)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する法人及び個人事業者をもって組織する。

- 2 法人及び個人事業者の入会条件は、長崎市内に事業所（本店、支店及び営業所等をいう。以下同じ。）を有することとする。
- 3 本会は、必要に応じて賛助会員、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出するものとする。

(会員の権利)

- 第6条 会員は、本会が実施する事業、事業計画に則った活動、催事等に参加することができる。
- 2 会員は、本会が発信する情報の提供を受けることができる。

(会費)

- 第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。
- 2 本会は、支払を受けた会費は返還しないものとする。

(退会)

- 第8条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。
- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の会員資格を取り消し、退会させることができる。
 - (1) 第4条に規定する会員の資格を喪失したとき

- (2) 第7条に規定する会費の全部又は一部を納入しないとき
- (3) 本会の名誉を著しく損なう行為に関与したとき
- (4) 本会の権利を侵害し、本会に重大な損害を与えたとき
- (5) 暴力団、暴力団関係者等の反社会的勢力との関係があることが判明したとき
- (6) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(役員及び役員の選任)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 10名以内
- (4) 会計監事 2名

- 2 会長は、総会において選任する。
- 3 副会長、幹事及び会計監事は、会長が指名する。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、本会の重要会務を処理する。
- 4 会計監事は、本会の業務及び会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期等)

第11条 役員任期は2年とし、再任されることを妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第12条 会長は、役員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、解任することができる。

(会議の種類及び招集)

第13条 会議は、総会及び幹事会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、必要のある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 総会の議長は、会長があたる。
- 5 幹事会は、必要の都度、開催する。
- 6 幹事会は、幹事の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議決事項)

第14条 総会は、会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 収支予算及び収支決算

(4) その他本会の運営に関する基本的事項

2 幹事会は、会長、副会長、幹事及び会計監事をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会を開催するいとまがない緊急事項

(3) その他本会の運営について必要な事項

(議事)

第15条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 幹事会の議事は、出席幹事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第16条 本会の業務を執行するため、長崎国際観光コンベンション協会に事務局を置く。

(会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日までとする。

2 事業の実施及び本会の運営に必要な経費は、会員の会費及びその他の収入をもってあてる。

(会則の変更)

第18条 この会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得た場合、変更することができる。

(解散)

第19条 本会は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得た場合、解散することができる。

(細則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な事項は、会長が定める。

附則

この会則は、平成28年11月25日から施行する。

この会則は、平成31年3月12日から施行する。